

告示

埼玉県告示第千二百二十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、平成二十九年十月十五日付けで、次のとおり免許を取り消した。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	有限会社オークリエイト
氏名（法人にあつては代表者の氏名）	大川内叔久
主たる事務所の所在地	埼玉県三郷市三郷二丁目二番地十九サクセスビル三〇二